# 科研費

# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号: 82723 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2016~2017

課題番号: 16K16999

研究課題名(和文)海洋安全保障と国連海洋法条約体制 係争海域における国家の権利義務を中心に

研究課題名(英文)Maritime Security and UNCLOS Regime

#### 研究代表者

石井 由梨佳(Ishii, Yurika)

防衛大学校(総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工・人文社会科学群・講 師

研究者番号:80582890

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究は係争海域における国家の権利義務の内実と外延を、理論的、かつ、実証的に検討することを目的とする。とりわけ、係争海域において、係争当事国が一方的に海洋利用を行う場合に、いかなる制約が国際法上当該国に課せられるのかを中心に研究を行う。とりわけ、係争海域の利用が国家の安全保障政策と密接に結びついていることを踏まえ、安全保障の法的位置付けを明らかにする必要がある。本研究は従来の海洋法理論の限界を踏まえた上で、これまでの実証研究で十分に解明されてこなかった、途上国間における係争海域紛争の精緻な事例研究を行うことによって、国連海洋法条約体制についての新たな展望のための基礎を提供するものである。

研究成果の概要(英文): The purpose of this research is to examine the scope and the contents of rights and obligations of a state in a disputed maritime area. The focus is the restriction under international law against a unilateral use of the disputed area by one of the claimant states. Considering that the use of disputed waters is closely tied to the national security policy of each states, it would be necessary to situate the concept of the maritime security in the legal context. Based on the limitations of jurisprudence of law of the sea, this research is aimed at studying disputes among developing countries, which have not been sufficiently elucidated by empirical studies so far.

研究分野: 国際法学

キーワード: 国際法 海洋法 排他的経済水域 大陸棚 海洋安全保障

#### 1.研究開始当初の背景

国連海洋法条約は域別規制を基礎にしているが、国家の権原が確定しておらず、複数の国の主張が対立している「係争海域」における国家の権利義務については限定的な規定しか置いていない。係争海域は、(1)排他的運力でいない海域(境界未画定海域)と、(2)帰属が確定していない島の周辺水域の双方を指す。いずれの場合においても、関係当事国が係争海域でどのような行動を展開するかは、それぞれの国の海洋政策に従って決定されるが、その際に安全保障上の考慮が強く作用することになる。

(1)の境界未画定海域に関して、国連海洋法条約は、境界画定がなされるまでの間は、(i)資源利用等に関する暫定的な取極を締結するため、及び、(ii)過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないために、あらゆる努力を払うことを定めている(EEZについて74条3項、大陸棚について83条3項)。しかしその内容は明らかではなく、(ii)の合意到達阻害義務が、国家が紛争を悪化させないために自らの行動を制約する自制義務(obligation of self-restraint)を含むのか、含むとしてそれは具体的にどのような行為を禁止し、または許容するのか、

そのような義務が継続する期間や、それが 妥当する地理的範囲はどのように解釈され るべきかが、議論の対象になっている。(2) の帰属が確定していない島の周辺水域に関 して、国連海洋法条約は定めを置いていない。 しかし同様に、境界未画定海域に関する規則 を類推して、あるいは、国連海洋法条約が定 める協力義務の内実として、自制義務が妥当 するかが議論の対象となっている。

今日、境界画定が必要な海域の約半分が未画 定海域だとされ、そのような海域利用に関す る暫定取極が定められていない場合も少さ くない。係争海域は、境界画定がなされるま では関係国の権原が対等に重複しているま であるため、そこでどのような行動をする か、また、相手国の行動をどこまで許容る かは、各国の力関係を直接的に反映するる かは、各国の力関係を直接的に反映するる いて顕著であるように、係争海域では、 沿岸国の一方的な海洋利用や船舶相互の衝 突が起きており、安全保障上重要な問題を提 起している。

このような紛争は、係争海域における国家の権利義務の内実を巡って生じているものではあるが、海洋利用の自由が文脈に応じて多義的であり、一貫した理解がないことが、そのような紛争の一因であると考えられる。とりわけ、係争海域の利用が国家の安全保障政策と密接に結びついていることを踏まえれば、海洋安全保障の法的な位置付けを明らかにする必要がある。

#### 2.研究の目的

本研究は係争海域における国家の権利義務の内実と外延を、理論的、かつ、実証的に検討することを目的とする。とりわけ、係争海域において、係争当事国が一方的に海洋利用を行う場合に、いかなる制約が国際法上当該国に課せられるのかを中心に研究を行う。本研究は従来の海洋法理論の限界を踏まえた上で、これまでの実証研究で十分に解明域と上で、これまでの実証研究で十分に解明域を上で、これまでの実証研究で十分に解明域を上で、これまでの実証研究で十分に解明域を上で、これまでの実証研究を行うことによって、国連海洋法条約体制についての新たな展望のための基礎を提供するものである。

## 3.研究の方法

本研究では、上記の問題関心に基づき、(1) 海洋安全保障と国連海洋法条約との関係を 理論的に基礎づけた上で、(2)係争海域にお ける自制義務の国際法上の基盤、その具体的 内実と外延、及び、時間的、地理的適用範囲 を明らかにする。

実証研究における調査対象としては、必ずしも海洋利用国ではなく、先行研究でも十分な注意が払われてきたわけではなかったが、係争海域を有し、一定の先例価値がある諸国家の国家実行を検討する。具体的には、南シナ海、カリブ海、ペルシャ湾、カスピ海、トルコ・ギリシャ間海域、インドネシア・マレーシア海域、インド・パキスタン間海域、ガイアナ・スリナム間海域を巡る沿岸国の海洋利用を少なくともその対象に含める。

#### 4.研究成果

研究期間を通じて、対象とする関係国が、自 国が有する係争海域においてどのような権 利義務を自ら設定してきたかについて、それ がどのような論理に基づき、どのような射程 において行われてきたかを実証的に分析す ることができた。

自国管轄水域の境界が他国のそれと重複しており画定されていない場合、国際法上、境界画定に関する一般原則は存在しない。条約上、締約国には誠実に境界画定を交渉する義務はあるものの、合意に至ることができるくても74条1項・83条1項違反を構成でするない場合には第三者機関への手続付託義のには第三者機関への手続付託義の定められているが、条約当事国は境界画るとができる。境界未画定海域の利用に関する紛争を強制管轄手続から除外するとができる。境界未画定海域の利用に関する暫定的取極に関しても、管轄権の配分や利益の配分等の定め方は多岐に渡る。

合意到達阻害禁止義務は、このように境界 画定や暫定取極に関する当事国の見解の相 違があり得ることを予定する一方で、それら の相違を棚上げして、その間、境界未画定海 域における経済活動を可能にする仕組とし て導入された。

とりわけ、この義務は境界画定に関して国 際法上の一般原則が存在しないことと表裏 -体の関係にある。1958 年の段階では、大陸 棚に関して、特別な事情がない限りは中間線 (等距離線)を境界線とすると定められてい た。しかし慣習法上は、大陸棚条約が定め る中間線及び特別事情の方式で行うのか(中 間線を原則とするべきだという立場 ) 1969 年の北海大陸棚事件で示された自然延長論 に準拠する衡平原則と関連事情に基づく方 式で行うのか(中間線は境界画定の方法に過 ぎないとする立場)に関して、見解の一致を 見ることはなく 、国連海洋法条約の採択の 際に統一的な基準を導入することができな かった。この対立は、境界未画定海域におけ る関係国の権限の理解にも直接の影響を与 えた。

すなわち、まず前者の立場から、領海の場合と同様に、いずれの国も中間線を越えて自国のEEZあるいは大陸棚を拡張してはならないという提案が行われた。これは中間線以遠の海域においては自国の管轄権が及ばない蓋然性が高いことから、紛争を生じさせないためにそのような海域における経済活動を禁止する考え方であった(preventive approach)。

しかしこの考え方は、中間線は境界画定の方法に過ぎないとする後者の立場から、反対されることになった。また境界未画定海域においては、暫定取極を締結するのではない限り、関係国が探査や開発を係争海域で行うことを認めないという提案は、経済活動を著しく阻害するという理由からも、受け入れられなかった。

そこで、後者の立場からは、境界未画定海域における活動を抑制することによって、生じうる損害を予防しようとするのではなく、境界画定をするまでの間、暫定的にそれらの海域を利用することを可能にしようとする規則が提案されることになった。この見解はどのような措置が許容されているのかを、敢えて特定しないことによって、海域の利用を促進することに力点が置かれた(incentive approach)。

この問題については、1978年に第三次国連海洋法会議において、境界未画定海域に関する第7交渉グループが設けられた。その交速を通じて、それまでに出ていた対立する見解を折衷して、「最終的な合意を阻害し、紛争を悪化させるいかなる措置を利力を表表が定という提展上が定められた。その際には、この義務が定められた。その際には、この義務が定められた。その際には、この義務が定められた。またことが確認された。またこの教務が条約採択時に慣習法として確立している務が条約採択時に慣習法として確立している。

その後の国際司法裁判所(ICJ)などは国

際判例の集積を通じて境界画定の方式に関 する対立を調整し、EEZ 及び大陸棚の境界画 定については、衡平原則に依拠しながら、そ の出発点として暫定的に中間線を用いるの が、標準的なアプローチになったとされる。 特に 2009 年の ICJ の黒海大陸棚境界画定事 件では、関連する海域を設定して暫定的に中 間線を引き、衡平な結果を達成するために関 連事情に応じてその線を修正し、関連する海 岸線の比率と関連区域の比率との均衡性を 確認する三段階アプローチが示された。 も っとも、このアプローチを取るとしても中間 線方式が原理的に他の画定方式に優位する わけではない。また、中間線を最初の暫定線 とするにしても、境界画定に関連する海域を どのように設定するのか、関連事情をどのよ うに評価するかなどに応じて、最終的な境界 線は大きく異なりうる。

とりわけ関連事情は国際法上の明確な要 件があるわけではなく裁判所の裁量判断に よって定められる 。第三者機関における境 界画定は、経済的観点から沿岸国に衡平な配 分を行うものではなく、海域に対する権原を 根拠に行うものであるため、何を権原とする のかによって関連事情が異なりうる。一般的 には関連事情は一般的に「地理的要因」とそ れ以外の「非地理的要因」に分けられる。地 理的要因は、沿岸国海岸の一般的形状と特徴 や、島の存在とその位置などである。非地理 的要因は多岐にわたり、また具体的な事案を 離れて特定することはできないが、これまで 国際裁判において関連事情として検討され たことのある例として、地質的要因、海底地 形、天然資源の開発状況、漁業実績、漁場へ のアクセス、従来尊重されていた事実上の境 界、第三国の利益などがあることを確認して おく。

以上のように境界画定合意がなされるまでは当事国が予測できない部分が相当程度 残ることになる。そのために、一般国際法上 の信義誠実義務や自制義務とは別に、合意到 達阻害禁止義務が必要とされたのである。

条約は具体的にどのような行為がこの義務に抵触するのかについては敢えて定めを置いておらず、それが海域に潜在的な権原を有する関係国との関係において特定されることを予定している。ただし、当事国の行為が合意への到達国を担害していると見做した場合に、それがらなると、義務違反の範囲が不当に拡大しうるとめ、客観的な要素に基づいて同義務に違反するのかを検討するアプローチが妥当である。

そのような客観的要素として、一方では、 相手国の同意を得ない所定の活動が、一方当 事国の立場を境界画定において不利な立場 に置くために許容されないという見解があ る。これに対して、そのような活動が境界 画定後の原状回復が困難になるために許容 されないという見解もある。両者は相互排他 的な関係にはなく、後者の方が前者よりも射程が広いのに止まるが、いずれの見解に立つのかによって評価の視点が異なる。

前者は、第三者機関に紛争付託した場合に、 一方的な活動によって作り出された事実状 況が境界画定の際の関連事情として考慮さ れることがあるために、そのような状況の創 出を阻止しようとする見解である。この見解 を一貫させるのであれば、前述したように関 連事情として考慮される要因は限られてい るから、合意到達阻害とみなされる行為も限 定的になる。

この点に関して、関連事情として考慮され るのは、対象海域に油井や漁場といった天然 資源が存在することそれ自体ではないこと に留意が必要である。その資源についての開 発が一方当事国によってなされており、かつ、 相手国の抗議が欠如しており、その開発に関 して当事国間の黙示の合意を形成している ことが、関連事情として考慮されうるのであ る。一方的な開発があってもそれに他方当事 国が適当な時期に抗議を行えば、そのような 黙示の合意があるとは見なされない 。しか し、第三者機関への付託を行わずに境界画定 を交渉する場合には、裁判では関連事情と見 なされない事実関係も、最終的な合意の締結 を困難にする恐れがある。そのため、前者の 見解は狭きに失する。

他方、後者の見解に拠れば、合意到達阻害とみなされる行為の射程は広くなる。しかし、前項で述べた合意到達阻害禁止義務の趣旨目的からすれば、その射程を境界画定のプロセスから乖離するところまで広く解することは適当ではないため、その限界が問題となる。

その限界として判例学説において重視されているのが、相手国が潜在的に有する権利に対して一方的な活動が与える影響が、一過的 (transitory) であるのか、恒久的(permanent)であるのかという区別であった。

合意到達阻害禁止義務の解釈についてで はないが、境界未画定海域における行為の一 過性と恒久性の区別を示した最初の裁判例 が、ギリシャ対トルコの 1976 年のエーゲ海 大陸棚事件仮保全措置命令である。1970年代 にトルコ政府はトルコ国営石油会社に石油 探査権を認可して、それに基づいて水路測量 船によって地形探査を実施した。その探査は、 海底の天然資源に対して物理的な損害を与 えるという危険性は含んでいなかったが、ギ リシャがこの探査行為をやめさせるように 裁判所に求めたのがこの事件である。ICJは、 トルコが行った調査は海底とその下に対す る物理的な損害を与えるものではなく一過 性のものであること、大陸棚上に設備を設置 する行為を含んでいないこと、天然資源の現 実の取得が行われていないということ、損害 はあるとしても補償可能なものであること を述べて、ギリシャの申立てを却下した。

このように裁判所が「一過的な変更」と「恒

久的変更」とを区別し、地震探査という探査の行為の特質に着目した方法が、合意到達阻害禁止義務の解釈を示した唯一の裁判例である 2007 年のガイアナ・スリナム事件仲裁判決において用いられた。本件は、ガイアナとスリナムの両国が境界画定と、境界画定されていない間に行われた行為の合法性を求めて仲裁に付託したものである。その中で、ガイアナが境界未画定海域においてからました。カナダの法人が開発活動を開始したことが83 条違反であるという主張をスリナムが行った。ガイアナはこの調査は中間線の同国側での調査であるので問題がないと主張した。

その際に、仲裁裁判所は、本件の試験的な掘削との間には、エーゲ海大陸棚事件における音響探査とは、質的な違いがあると述べた。裁判所は、海洋環境に「恒久的な物理的な変更」(permanent physical change)を加える行為は、海洋境界画定の際において一方当事国の立場に予断を与えてしまうこと、そうすると最終的な合意に到達しにくくなってしまうので、そういった行為をする場合には共同で、あるいは合意に基づいてのみ行われなくてはならないとしたのである。

さらに、2017 年に国際海洋法裁判所 (ITLOS)のガーナ対コートジボワール海洋境界画定事件において、合意到達阻害禁止義務についても限定的ではあるが判断が示された。同事件では 2015 年の暫定措置命令において、境界未画定海域における情報の取得が、回復不可能な損害をもたらしうると示したことが着目されていた。

ただし、仮保全措置命令と暫定措置命令は、合意到達阻害禁止義務とは要件が異なるため、これらの判示をどこまで解釈指針とすることができるかについては留保が必要である。ガイアナ対スリナム事件判決では、仮保全措置命令の判断が係争海域において許容される行為の判断基準として指針になると述べられている。しかし、そのような類推がどこまで許されるのかには疑問が残る。

まず、仮保全措置命令と暫定措置命令の要件として、回復不可能かつ重大な不利益(irreparable prejudice)の発生蓋然性がある。しかし、前項で述べた合意到達阻害禁止義務の趣旨からすると、環境の回復不可能性までを要件とすることは厳格に過ぎる。ガイアナ・スリナム事件判決もこれはあくまで指針としているのみであるが、それより緩保全措置命令を参照する必要性は乏しい。まれた、科学的調査活動、相手国船舶に対する法執行活動など、行為の性質上、この要件が馴染まない一方的な活動があることにも留意が必要である。

次に、命令によって保全される権利の蓋然性が認められうること(plausibility of the rights)が、仮保全措置命令と暫定措置命令

を要件とすることができるかについては議論があるものの、近年の国際判例ではそれが支持されている。しかし境界未画定海域における一方的な活動についてそのような蓋然性を常に要求することは実際的ではないし、海域における経済活動を促進しようとする合意到達阻害禁止義務の趣旨にも反しうる。

以上の検討から、一過性と恒久性の区別は一つのメルクマールにはなるものの、それだけで合意到達阻害禁止義務に抵触する行為を特定することはできないことが導かれる。ここまで述べた概略に加え、研究期間中は、各国法令の制定過程、その趣旨目的、制制を主導した国内の政治動態や社会的背景、一次資料と有益な二次資料を中心にして調整のよりできた。また、海上信頼醸成措置のることができた。また、海については、その締結の経緯や権利義務の射程についても調査を行うことができた。

その成果の全てを刊行することはできて いないが、引き続き、国内外の学会誌や研究 会及び学会において発表していきたい。

## 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

## [雑誌論文](計 3 件)

石井由梨佳「安全保障上の脅威をもたらす第三国船舶に対する公海における自衛の可否」世界法年報 36 巻 125-153 頁 (2017年)〔査読なし〕

石井由梨佳「海上を経由する不法移民に関する移送協定と国際人権法」国際法研究5巻155-187頁(2017年)[査読なし]石井由梨佳「南シナ海と国際法:境界未画定海域における国家の義務と南シナ海仲裁判決の意義を中心に」CISTECジャーナル165巻151-158頁(2016年)[査読なし]

## [学会発表](計 11 件)

Ishii, Yurika, Pacific Use of the EEZ and the Due Regard Obligation, Pacific And Military Uses Of The Exclusive Economic Zone: Exploring Coastal And Non-Coastal States' Obligation To Have "Due Regard" To Rights And Duties Of Other States In The Un Convention On The Law Of The Sea. 2018

Ishii, Yurika, Ensuring Rule of Law to Preserve a Safe and Secure Global Commons, Japan-Malaysia Maritime Cooperation: Shaping Security Cooperation in the Indo-Pacific, Maritime Institute of Malaysia & Japan Institute of International Affairs, 2017

<u>Ishii, Yurika</u>, Growing Problems of Non-compliance with UNCLOS, UNCLOS: Solutions for managing the Maritime Global Commons, India Foundation, 2017

Ishii, Yurika, Prospects for Resolving and Managing the Tensions, Maritime Tensions in Asia: Dangers, Diplomacy, and Defense, Mitsubishi UFJ Research and Consulting, the Asia-Pacific Forum at Georgetown University, and the Asian Studies Program at Georgetown University, 2017

Ishii, Yurika, South China Sea Arbitration and Article 121(3) of UNCLOS, The 6th Sino-Japanese Workshop on the Law of the Sea "The New Development and the Challenge on the Law of the Sea," 2017

Ishii, Yurika, Recent Developments in/around the South and East China Seas, Maritime Security and Crisis Management in Sino-Japanese Relations, University of Tokyo, British Embassy Tokyo, 2017

<u>Ishii, Yurika</u>, South China Sea Arbitration Award and Japan, Rule of Law in South China Sea, University of the Philippines, 2017

Ishii, Yurika, Obligation of States in Disputed Maritime Areas and the Significance of the Code of Conduct, International Maritime Order -Contributions of Japan and Mexico , Instituto Tecnologico Autonomo de Mexico, 2017

Ishii, Yurika, Legal Issues of Countermeasures against the Infringements from Maritime Militia, Japanese Security and International Law (海上自衛隊幹部学校・米国海軍大学共催国際法ワークショップ) , Naval War College and Japan Maritime Self Defense Force, 2016

Ishii, Yurika, The Current Situation of Trafficking and Human **Drugs** Trafficking at Asian Seas and It's Implication to the Regions, Asian International Symposium 2016: The Contemporary Maritime Security Issues in the Asian Region : Challenges and Opportunities for Peace, Stability and Sustainability, Center for South East Asia Studies, 2016

Ishii, Yurika, Code of Conduct, Freedom of Navigation and Safety at Sea, International Conference on the Challenges to Peace and Security in the South China Sea, Malaysian International Affairs Forum, 2016

## [図書](計 2 件)

石井由梨佳「海上信頼醸成措置と国際法 - 行動基準 (Code of Conduct)を中心 に - 」平成 28 年度外務省外交・安全保 障調査研究 (発展型総合事業)インド太 平洋における法の支配の課題と海洋 全保障『カントリー・プロファイル』 究報告 [国際法研究会(国際ルール検 グループ)] 35-51 頁(2017年) 石井由梨佳「中国による防空識別圏と排他的自由」 定は違法?防空識別圏と排他的自由」 定は違法?防空識別圏と排他的自由」 本子の名の表 地方の自由」 本子の自由」 北村朋史編『国際法で世界がわかる』 177-186 頁(岩波書店)(2016年)

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

石井由梨佳 (Ishii, Yurika)

防衛大学校・人文社会科学群・講師

研究者番号:80582890